

ここが
知りたい!
一問一答

弁護士会 照会制度

<連載第4回>

◆◆ 事件の概要 ◆◆

Q13

例えば、事件名として「遺産分割調停申立事件」と書けば、だいたい事件の内容は想像がつくと思うのですが、さらに「事件の概要」を書かねばならないのですか。

A13

受任事件を特定し、その事件と照会先との関係から「照会を求める理由」や「照会を求める事項」の適否・当否等を的確に判断し、また、照会先による回答拒否を招かないために、「事件名」だけでなく「事件の概要」または「受任内容」を必ずお示し下さい。

照会申出ができるのは、「受任している事件」の照会に限られます。即ち、照会申出弁護士が、その地位において、当事者その他関係人から依頼されて、または官公署から委嘱されて現に事件を受任していることが必要です（法律相談の段階でも構いません）。

そのため、同一の照会先に対する照会であっても、原則として、受任している事件ごとに照会の申出をしていただく必要があります。特に、類似の事件を複数受任している場合は、ご注意ください。例えば、事件名を「交通事故による損害賠償請求事件」「預託金返還請求事件」などとして、一通の照会申出書で、同一の照会先に対し複数の受任事件に関わる照会の申出をされた場合には、事件名だけで個別の受任事件を特定することが不可能なため、受任事件ごとに照会申出をやり直していただくことになります。その際、「事件の概要」の記載が不十分ですと、不適切な照会申出書をそのまま照会先に送付してしまうことにもなりかねません。このような事態を避けるため、交通事故事件においては、事故発生日時、

場所並びに被害者及び加害者の氏名を必ず記載していただくようお願いしています（事故証明の写しも可）。

また、「照会を求める理由」や「照会を求める事項」の適否・当否等を判断するには、「事件名」や事件番号だけでは足りず、「事件の概要」を書いていただく必要があります。例えば、遺産分割調停申立事件の場合、被相続人の銀行口座の取引履歴を調査するため銀行に照会をするに際し、その調査期間の始期の妥当性がよく問題になります。相続開始時以降であればともかく、それ以前となりますと、事件における争点（例えば特別受益の有無）などの記載がなければ、調査期間の始期が妥当か否かを判断することができません。「なぜこの時期から照会をしなければならないのか」「なぜこのような事項を知る必要があるのか」ということを知るためには、「事件名」だけでは不十分なのです。

他方、照会先においても、どのような事案なのかということをおある程度知った上でなければ、照会の必要性・相当性を検討できません。「事件名」だけでは、回答拒否を招くおそれもあります。

以上のとおり、受任事件を特定し、その事件と照会先との関係から「照会を求める理由」や「照会を求める事項」の適否・当否等を的確に判断し、また、照会先に事案の内容を理解していただき、回答拒否を招かないようにするために、「事案の概要」の記載は必要なのです。

なお、照会先には必ずしも法律の専門家がいないわけではないので、法律の専門家ではなくとも、一読すれば理解できるような、具体的でかつ簡潔な文章を作成して下さい。

(東京弁護士会調査室)